

# 質問・回答書

令和 5年 11月 16日

案件名 橋波公園跡地道路整備工事

質問事項	回答
生コンクリートの採用単価について、市販単価のうち、生コンクリート(高炉)もしくは、生コンクリート(指定品・近畿)のどちらを採用されているのかご教示ください。	生コンクリート(高炉)を採用しております。
明細書第52号のうち、剪定草木・伐採木・枝葉の処分地の名称及び所在地をご教示ください。	処分地の名称は(株)都市樹木再生センター、所在地は大阪府大東市龍間1195番地ほか4筆となります。
明細書第32号のうち、遊具解体“見積り”とありますが何社からの見積り価格を徴収されているのかご教示ください。	見積りに関して開示することはできません。
明細書第52号のうち、樹木撤去工“見積り”とありますが何社からの見積り価格を徴収されているのかご教示ください。	見積りに関して開示することはできません。
過去、道路公園課の入札案件において、工事費の見積り提出業者が、工事費の見積り提出案件に入札参加したという事実があるのかご教示ください。また入札に参加した事実があるのであれば、公平性に欠ける不公平な入札に当たらないでしょうか？	過去の案件に関する質問について回答することはできません。
地先境界ブロック設置について。 18号代価表には、L型側溝 京都市型 2種と記載されています。 基準地区単価は、120×120×600と記載されています。 どちらで計上するか、ご教示願います。	金抜き設計書のとおり、積算基準単価はL型側溝 京都市型 2種を、基準地区単価は地先境界ブロック A種(120×120×600)で計上しております。
L型側溝LBについて、 15号明細書に地先境界ブロックと記載されています。 L型側溝 LCも同様です。  どちらで積算すればいいのか、ご教示願います。	地先境界ブロックの歩掛を使用しており、そのような記載となっております。積算については金抜き設計書のとおりで問題ございません。